

アニマルトラップ(小型檻)貸出に係る注意事項

- ① 貸出基準 農作物・生活環境被害がある個人
- ② 貸し出し期間 許可期間中に限ります。
- ③ 貸し出し理由 農作物・生活被害等の軽減のために限ります。
(万全の自己防除の実施が大前提です)
- ④ 捕獲対象動物 捕獲許可を得た獣類に限ります
- ⑤ 設置に係る管理 借用户が適切な管理を行ってください。
 - イ. 維持管理
 - ロ. 餌付けの管理
 - ハ. 安全管理
- ⑥ 捕獲獣の処理
 - イ. 捕獲時は農林水産課鳥獣害対策係へ必ず連絡し、許可番号をお伝え下さい。
※当日の引取りにつきましては12時までにご連絡をお願いします。12時以降の連絡につきましては、翌日引取り対応とさせていただきます。
 - ロ. 引取り時間については、電話にて調整させていただきますが、他業務の兼ね合いから、ご希望に添えない場合がございます。
調整がつかない場合はこちらで立入り、引取りさせていただきますのでご理解、ご協力願います。
 - ハ. 土日祝及び年末年始は原則引取りが出来ないので停止するように、お願いします。。
 - ニ. 対象外獣の放獣。(イヌ、ネコにつきましてはご自身で放獣をお願いします。)
- ⑦ 返納
 - イ. 許可期限については、許可年度内とします。(必要に応じて更新可)
 - ロ. 利用を停止される場合は、洗浄して農林水産課鳥獣害対策係に連絡ください
- ⑧ 檻設置場所への検査 貸し出し檻の適正活用について定期的な検査を実施しますので、設置場所への立ち入り等に協力ください。
- ⑨ 禁止事項
 - イ. 申請場所以外への設置及び移設
 - ロ. 他人への又貸し
- ⑩ 強制(撤去)返却 上記のことが遵守されない場合は、強制的に(撤去)返却となります。